令和８年１２月

都営住宅入居者募集のご案内

〔小金井市地元割当〕

家　族　向

募集戸数：１戸

（３人以上の申込み用：１戸）

申込書配布期間	令和８年１２月１日（火）～１２月１１日（金）
申込期間	令和８年１２月１日（火）～１２月１１日（金） ☆　申込みは、１２月１１日（金）までに郵送（必着）又は直接まちづくり推進課の窓口に届いたものに限り受け付けます。
抽選日	令和８年１２月２４日（木）午前１１時～ 小金井市役所第二庁舎５０１会議室 ☆　抽選番号の通知は１２月中旬頃発送します。 ☆　抽選結果の通知は１月中旬頃発送します。 ☆　抽選会は公開で行っておりますが、会場の広さの都合上、抽選会場内の人数制限を行っています。抽選会への参加・不参加は当落に一切関係ありませんので、無理なご来場はお控えください。 ☆　咳・発熱の症状のある方は入場をお断りすることがございます。

※募集案内は、申込みの結果が届くまで大切に保管しておいてください。

小金井市都市整備部
まちづくり推進課住宅係　　電話：042-387-9861（直通）

※都営住宅使用申込書で取得した個人情報は、募集業務以外には利用しません。
なお、入居資格審査のときの提出書類等により取得した個人情報は、入居後の都営住宅等管理業務において利用させていただきますのでご了承ください。また、申込書及び書類等は返却しません。

申込みから入居まで

☆申込みから入居までの日程は次のようになります。
☆申込みの内容について、お電話で確認させていただく場合があります。

申込書受付期間	令和８年１２月１日（火）～１２月１１日（金） ☆　申込みは、１２月１１日（金）までに郵送（必着）又は直接まちづくり推進課の窓口に届いたものに限り受け付けます。

↓

抽選番号の通知	令和８年１２月中旬に発送します。

☆　切手（８５円×２枚《抽選番号のお知らせ・抽選結果、それぞれ１枚ずつ》）を貼り忘れたもの、金額が不足しているものは、通知や結果の送付をいたしません。

↓

抽選会（公開）	令和８年１２月２４日（木）午前１１時～ 小金井市役所第二庁舎　　５０１会議室

☆　**抽選会は公開で行っておりますが、抽選会の入場者数が多数のときは、抽選会場内の人数制限を行う場合があります。抽選会への参加・不参加は当落に一切関係ありませんので、無理なご来場はお控えください。**

↓

抽選結果の通知	令和９年１月中旬頃に発送します。 また、抽選結果を市のホームページに掲載する予定です。 電話による抽選結果の確認はご遠慮ください。

↓

当選者（入居資格審査対象者）

↓

入居資格審査	審査に必要な書類を提出していただき、審査します。

↓

合格者

↓

合格の通知	合格者が確定した時点で、通知いたします。

落選者

失格者

補欠者

↓

補欠者	入居資格審査対象者に失格者等が出た場合、順次繰り上げて審査を行います。 なお、繰り上げにならない方には、資格審査通知書を発送しません。

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

・東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和４年１１月以降の募集から戸籍上の親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
・「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第７条の２第２項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
・なお、資格審査時のときに東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
・この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

これ以後は、東京都住宅供給公社から通知があります。

住　宅　の あっせん	申込地区の住宅ごとに、順番に部屋を決定し、お知らせします。（使用許可日の約１か月半前）

↓

入居手続	（１）入居許可日の約２週間前に入居手続きを行います。 （２）保証金として住宅使用料の２か月分をお支払いいただきます。 （３）以下の要件にあてはまる連絡先となる方（又は法人）が必要です。 ・日本国内に住所を有する成人の方で使用者の入居する住宅に入居しない方 ・日本国内に連絡が取れる拠点を常設している法人 （４）入居許可日から１５日以内に引っ越ししてください。

申込みにあたっての注意

（１）　申込みは１世帯につき１通です。
　　１世帯で２通以上の申込みをしたときは、全ての申込みが無効となります。

（２）　他の都営住宅募集で、すでに合格又は登録されている方は、原則として申込みできません。

（３）　申込み後は申込地区、申込者・同居親族の変更ができません。
　　（入居の際には、申込者が都営住宅の名義人になります）

申込み後、住所が変わる方へ

● 最寄りの郵便局に転送届を提出し、抽選番号の通知などを受取れるようにしてください。

● 当選者及び補欠者となった方に限り、ハガキに「令和８年１２月募集、（１）申込地区番号（２）抽選番号（３）新・旧住所（４）電話番号（５）申込者氏名」を記入して、小金井市まちづくり推進課住宅係宛にお送りください。

☆　資格審査のご案内は令和９年１月中旬頃から、順次発送します。資格審査に合格しないと入居できません。

☆　必要な書類を小金井市まちづくり推進課に持参のうえ対面審査を受けていただきます。

☆　補欠者は、資格審査対象者に失格者等が出た場合に、順次繰り上げて審査を行います。なお、繰り上げにならない方には審査のご案内を送付いたしませんので、ご了承ください。

☆　提出された書類はお返ししません。

小金井市都市整備部まちづくり推進課
〒１８４－００１３
小金井市前原町 3-41-15　小金井市役所第二庁舎５Ｆ
電話　０４２－３８７－９８６１

東京都住宅供給公社　都営住宅募集センター
〒１５０－８３２２
渋谷区神宮前５-53-67　コスモス青山３Ｆ
電話　０３－３４９８－８８９４

※　都営住宅（小金井市地元割当）については、入居予定者の決定までを小金井市が行い、それ以降の入居説明会及び入居手続きなどは、上記の東京都住宅供給公社が行います。

入居資格（家族）

申込期間（令和８年１２月１日（火）～１２月１１日（金））内に、次の１～５のすべてにあてはまることが必要です。

１　申込者が小金井市内に居住していること

（１）　申込者が小金井市内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる１８歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人(親)の同意書の提出が必要です。

※成年者（１８歳以上）…平成２０年１２月１２日以前の生まれ

（２）　外国人については、中長期在留者で、（１）のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

ア　「永住者(特別永住者を含む。)及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」

イ　ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して１年以上あること。（令和７年１２月１２日以前から日本に在留していること。）

２　同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。
同　　居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

（１）　申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。

（２）　（１）のほか、次の方は申込みができます。

ア　入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。

イ　内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届けの妻（夫)」と記載されている住民票を提出できること。

ウ　パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。

（３）　現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。

ア　（２）にあてはまる方。

イ　申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること)。

ウ　同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は、当該他の親族等から扶養されていない方で、２親等内の直系血族又は２親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が５ページの高齢者世帯又は心身障害者世帯にあてはまる場合は、３親等内の血族又は姻族とします。

※２親等内の直系血族・姻族…申込者又は配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者

３親等内の血族・姻族……上記に加え、申込者もしくは配偶者の曽祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫又は申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者

（４）　同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、上記（１）～（３）のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

（５）　上記（１）～（４）にあてはまる場合でも現に同居又は別居のいずれかを問わず、申込者及び同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。

なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を確認できることが必要です。

※　申込書を郵送した後は、申込者・同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

３　所得が定められた基準内であること

申込者及び同居親族の年間所得の合計が、１２ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。→６～１２ページを参考にして、世帯の所得をお確かめください。

４　住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

（１）　申込者及び同居親族に、住宅又は土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア　著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後２か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ　差押、正当な事由による立退要求等により住宅又は土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

（２）　申込者及び同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	ひとり親世帯 （父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫又は妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア　配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫又は妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ　おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ　18歳未満の児童
	心身障害者世帯	申込者又は同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア　身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ　重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。
	生活保護又は中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下の入居資格基準表にあてはまること。
	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです。（地区一覧の使用等欄でお確かめください。） なお、スーパーリフォーム住宅は、居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。

※木造又は簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

※23区以外の市町部には、現に公的な住宅の名義人であっても申込みできます。

・入居資格基準表

居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

５　暴力団員でないこと

申込者及び同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

所得基準　確認の手順

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額及び家族人数を計算し、所得基準表の範囲内かお確かめください。

申込者及び同居親族ひとりずつの収入の種類を確認し、所得を計算する。…　７ページ
計算した所得金額を１２ページの表①年間所得金額に記入してください。

申込者及び同居親族の合計所得が１２ページの所得基準を超える場合

特別控除金額を確認し、合計額を計算する。…１１ページ
計算した控除金額を１２ページの表①年間所得金額に記入してください。

申込者及び同居親族の合計所得が１２ページの所得基準の範囲内の場合

これ以上の計算は不要です。

世帯の所得金額を計算する。　…１２ページ
計算結果　**世帯の所得金額**＿＿＿＿＿＿円

家族人数を計算する。
計算結果　**家族人数**＿＿＿＿＿＿人

申込者		同居親族数		遠隔地扶養者数		家族人数
１人	＋		＋		＝	

※遠隔地扶養者とは、申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。

所得基準表で入居資格にあてはまるか確認する。　…１２ページ
※所得基準を超える場合は申込みできません。

所得金額計算上の注意

●計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については、所得金額を０円とします。

・遺族年金、障害年金
・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
・退職金等の一時的な所得

●２種類以上の収入がある場合

ひとりで２種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

令和５年４月から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定します（入居資格審査時には住民課税証明書により確認します）。ただし、退職等により、「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行います（入居資格審査時には退職等の事実や現在の所得を確認できる書類の提出が必要です。）
詳しくは、次ページ上段を確認ください。

申込者及び同居家族ひとりずつの所得計算

都営住宅の入居資格の有無は、原則として「前年の所得」により判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり現在の所得が減少している方については「現在の所得」によることができます。

以下の手順にしたがって、申込者及び同居家族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。

Q1　昨年１月１日から現在までの間に退職・廃業したことがありますか？

※「結婚するため」又は「現在妊娠中で出産するため」のいずれかの理由により、令和７年１月末までに退職することが申込期間に確定している場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できることが必要です。

ない　→　「前年の所得」を計算する

ある　→

Q2　退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入を含めて比較してください。ただし年金のうち遺族年金と障害年金は計算の対象外のため、０円としてください。

	前年			現在		
例１	Ａ社で仕事	→	退職	→	再就職　Ｂ社	⇒　Ａ社とＢ社の収入を比較する
例２	自営業	→	廃業	→	年金受給開始	⇒　事業所得と年金を比較する
例３	Ｃ社で仕事	→	退職	→	無職・無収入	⇒　現在収入がないため計算は不要です

減少していない　→　「前年の所得」を計算する

減少している　→　「現在の所得」を計算する

「前年の所得」を計算する

・このページから次ページ中ほどまでの計算方法により、所得を計算してください。
・所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
・計算した結果を１２ページの表①年間所得金額に記入して下さい。

「現在の所得」を計算する

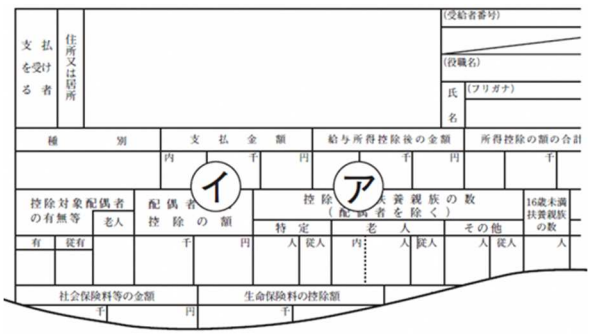
・次ページ【「現在の所得」を計算する】へすすみ、所得を計算してください。
ただし現在得ている収入の中に、前年１月１日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
・所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
・計算した結果を１２ページの表①年間所得金額に記入して下さい。

「前年の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

１　前年の給与所得を計算する

・昨年１月から１２月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。
・税法上の所得金額から１００，０００円を控除し「都営住宅の所得金額」を計算してください。



（１）**１枚の源泉徴収票に、前年の全ての収入が記載してある場合**

㋐　給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が税法上の所得金額です。この額から１００，０００円差し引いた額が「都営住宅の所得金額」です。

（２）**２枚以上の源泉徴収票がある場合**

全ての源泉徴収票の㋑支払金額の合計額を９ページ２の表の「収入額」にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

（３）**源泉徴収票がない場合**

９ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

２　前年の事業等所得を計算する

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

・昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⑫から⑪を差し引いた額が所得金額です。

・確定申告していない場合は、１０ページの表を利用して昨年１月から１２月までの所得を計算してください。入居資格審査の時には確定申告していることが必要です。

※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を９ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。



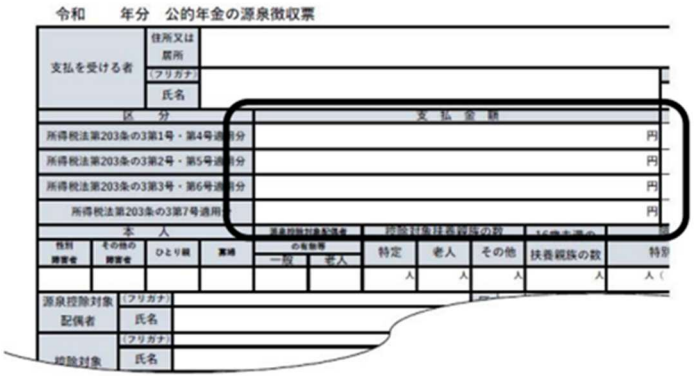
３　前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は０円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。この額と年齢を１０ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。



「現在の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

１　現在の給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。９ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を０円とします。

２　現在の事業等所得を計算する

１０ページの表を利用して、１２か月分の所得を計算してください。すでに廃業した事業については所得金額０円とします。

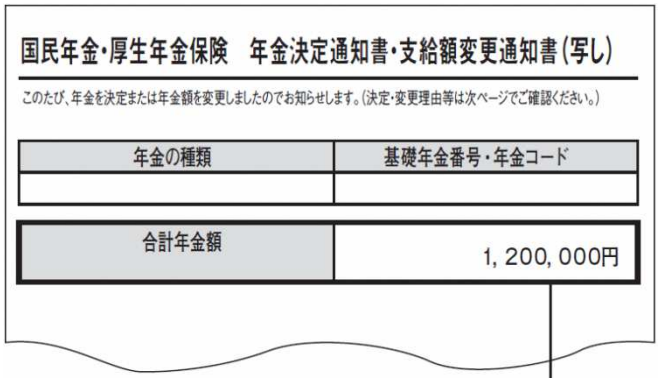
３　現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（又は支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は０円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定額通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を１０ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。



給与収入から給与所得を計算する

1　はじめに、給与収入を計算する

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞　与
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
合計　か月(A)	円(B)	円(C)

【注】
・給与（諸手当を含む）とは
　基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
・仕事先が２か所以上ある場合
　それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意点（「前年の所得」を計算する場合）
前年の１月から１２月までの実際の収入を合計してください。
給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）
月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた月」に含めないでください。
●働いた月数（A）が１２か月ある場合は、給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です。

給与計(B)　＋　賞与計(C)　＝　収入

●働いた月数（A）が１２か月ない場合は平均月額を１２倍して見込みの収入額を計算します。

給与計(B)　÷　月数（A）　×１２＋　賞与計(C)　＝　収入

※申込みの時点で、まだ１か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を１２倍して、１２か月分の見込み額を計算してください。

2　次に上記で計算した収入を「都営住宅の所得金額」に換算する（マイナスになる場合は0円としてください）。

12か月分の収入額	税法上の所得金額		都営住宅の所得金額
651,000 円未満	所得金額は０円		０円
651,000 円以上 1,900,000 円未満	12か月分の収入額―650,000		税法上の所得金額 －　100,000 円
1,900,000 円以上 3,604,000 円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。 12か月分の収入額　÷4＝A →A の 1,000 円未満を切り捨てた額＝B →B を右の計算式にあてはめてください。	B×2.8－80,000 円	税法上の所得金額 －　100,000 円
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満		B×3.2－440,000 円	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	12か月分の収入額×0.9 － 1,100,000 円		

計算した「都営住宅の所得金額」を１２ページの表①「年間所得金額欄」に記入してください

事業等所得を計算する

① 営業した年月	② 収入 － 必要経費 ＝ 所得金額
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
年　月	－ ＝
合計　か月(A)	所得金額計　円(B)

【注】
・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意点（「前年の所得」を計算する場合）
昨年の１月から１２月までの実際の所得金額を計算してください。
収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意点（「現在の所得」を計算する場合）
●申込みする月の前月からさかのぼって、１２か月分の所得金額を計算してください。
●現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が１２か月ないときは、所得金額の平均額を１２倍して、１２か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額計(B)　÷　月数(A)　×　１２　＝　１２か月分の所得金額

計算した所得金額を１２ページの表①「年間所得金額欄」に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている方が２人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	計算式と税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
65歳以上 昭和36年6月13日以前の生まれ	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～ 3,299,999円	年金収入額 （　　円）－1,100,000円＝（　　円）	税法上の所得金額 （　　円）－100,000円 都営住宅の所得金額 ＝（　　円）
	3,300,000円～ 4,099,999円	年金収入額 （　　円）×0.75－275,000円＝（　　円）	
65歳未満 昭和36年6月14日以降の生まれ	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～ 1,299,999円	年金収入額 （　　円）－600,000円＝（　　円）	税法上の所得金額 （　　円）－100,000円 都営住宅の所得金額 ＝（　　円）
	1,300,000円～ 4,099,999円	年金収入額 （　　円）×0.75－275,000円＝（　　円）	

●「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、０円としてください。
●年金収入額が4,100,000円以上の場合は、都営住宅募集センターへお問合せください

計算した「都営住宅の所得金額」を１２ページの表①「年間所得金額欄」に記入してください

特別控除について

申込者及び同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

① 申込者及び同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㋐老人扶養控除	１人につき 10 万円	所得税法上の扶養対象親族で 70 歳以上の方	㋓の特別障害者控除を受ける方は、㋒の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㋑特定扶養控除	１人につき 25 万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で 16 歳以上 23 歳未満の方	
㋒障害者控除	１人につき 27 万円	１　愛の手帳等の交付を受けている方で３度・４度の方 ２　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で２級・３級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ３　身体障害者手帳の交付を受けている方で３級～６級の方 ４　戦傷病者手帳の交付を受けている方で第４項症～第２目症の方 ５　６５歳以上の方で１・３と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
㋓特別障害者控除	１人につき 40 万円	１　愛の手帳等の交付を受けている方で１度・２度の方 ２　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で１級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ３　身体障害者手帳の交付を受けている方で１級・２級の方 ４　戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第３項症の方 ５　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 ６　原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む。） ７　常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ８　６５歳以上の方で１・３と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者又は同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㋔寡婦控除	27 万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の１及び２の両方に当てはまる方 １　年間所得金額が 500 万円以下の方 ２　扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
		夫と死別した後婚姻をしてない方、又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が 500 万円以下の方（「扶養親族又は生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	
㋕ひとり親控除	35 万円	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の１及び２の両方に当てはまる方 １　年間所得金額が 500 万円以下の方 ２　生計を一にする子を有する方	

・公営住宅法施行令の改正により、令和３年７月１日から、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
・「㋕ひとり親控除」に該当する方は、「㋔寡婦控除」の適用はありません。
・年間所得金額が 500 万円を超える方は、「㋔寡婦控除」や「㋕ひとり親控除」を受けることはできません。
・「婚姻していない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者又は扶養親族でないこと、及び年間所得金額が 48 万円以下であることが必要です。

あてはまる控除金額の合計額を１２ページの表②「特別控除」の欄に記入してください。

世帯の所得金額・家族人数

７～１１ページを参考に、世帯の所得金額を算出してください。（マイナスの場合は０円）

所得がある方の名前	①年間所得金額		②特別控除			世帯の所得金額
	円		老人扶養・特定扶養、（特別）障害者控除	計 円		
	円		寡婦・ひとり親控除	計 円		差引所得金額 （A）－（B） 円
	円					
年間所得金額合計 （A）	円	－	特別控除金額合計 （B）	円	＝	

家族人数を計算する（所得基準表）

世帯の所得金額が、家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。
世帯の家族人数及び所得金額を計算し、下の所得基準表にあてはまるかお確かめください。

家族人数	所得区分	
	一般区分	特別区分（※）
２人	０円～2,276,000 円	０円～2,948,000 円
３人	０円～2,656,000 円	０円～3,328,000 円
４人	０円～3,036,000 円	０円～3,708,000 円
５人	０円～3,416,000 円	０円～4,088,000 円
６人	０円～3,796,000 円	０円～4,468,000 円

・家族人数が７人以上の場合は、１人増えるごとに３８万円を加算してください。

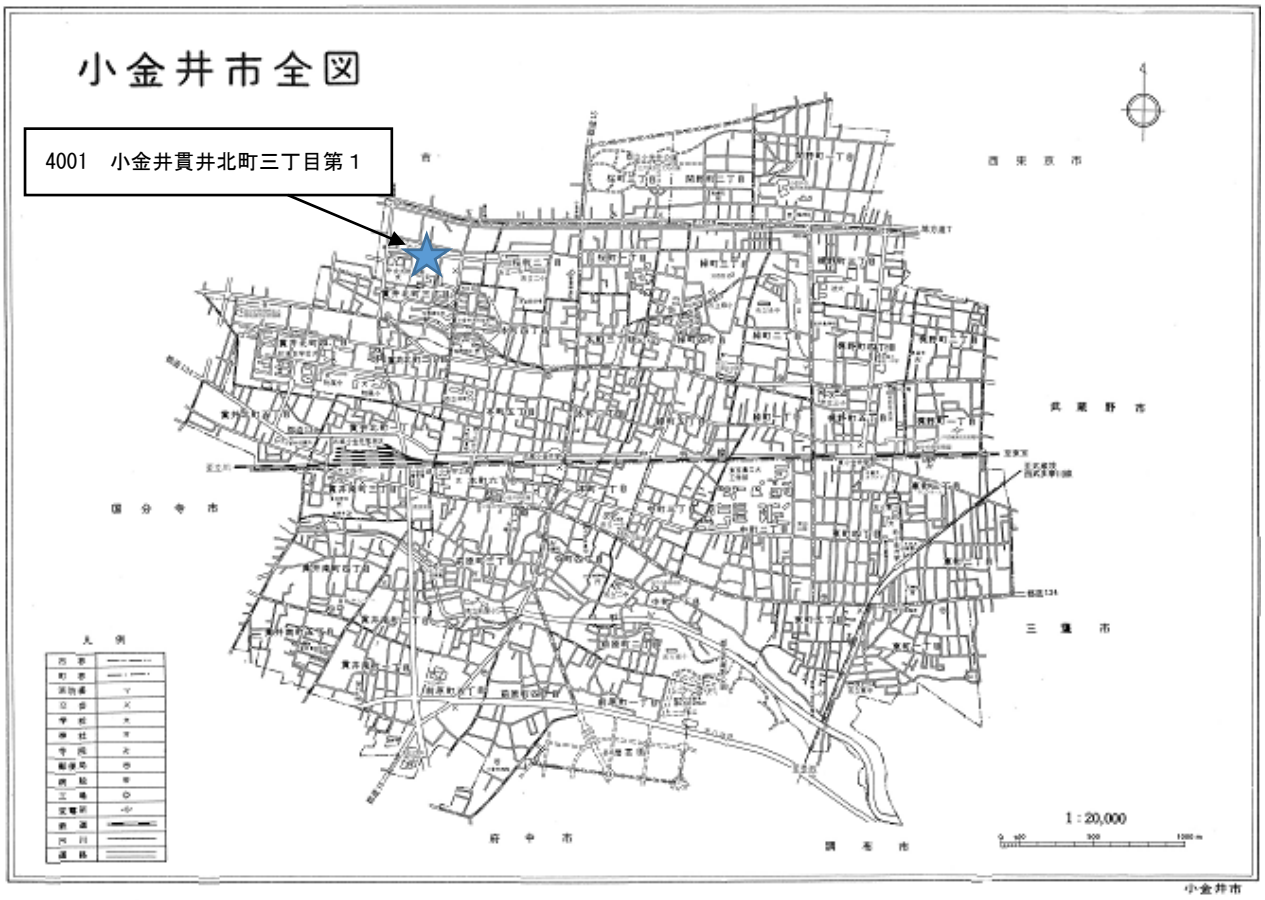
※特別区分について

特別区分の額は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

① 心身障がい者を含む世帯	申込者又は同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者 イ 重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～３度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害者
② ６０歳以上の世帯	申込者が６０歳以上（昭和４１年１２月１２日以前の生まれ）であり、かつ同居親族全員が、次のいずれかにあてはまること。 ア ６０歳以上 イ １８歳未満の児童（平成２０年１２月３日以降の生まれ）
③ 高校修了期までの子どもがいる世帯	同居親族に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者がいること。
④ 原子爆弾被爆者を含む世帯	申込者又は同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること（過去に交付をうけていた方を含む。）。
⑤ 海外からの引揚者を含む世帯	申込者又は同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して５年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。 ※海外からの引揚者とは、昭和２０年（１９４５年）８月１５日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
⑥ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯	申込者又は同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

募集する住宅（１戸）

申込地区番号	募集戸数	住宅名（住所）・交通機関	入居対象	間取り専用面積	エレベータ	標準的な使用料	建設年度
4001	1	「小金井貫井北町三丁目第１」（小金井市貫井北町 3-27）JR 中央線「武蔵小金井駅」から京王電鉄バス「北町交番」下車徒歩 2 分	３人以上	3DK 63 ㎡	無	28,700 円 ～ 56,300 円	昭和 62



申込書の書き方　（太線内を書いてください。裏面も記入します。）

令和８年１２月　都営住宅使用申込書（小金井市地元割当）

令和８年　　月　　日

私は都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申し込みます。
なお、この申し込みについて、裏面のとおり誓約し、同意します。

・太線枠内を必ず記入してください。
・重複申込み、収入超過などの誤りがあると当選しても失格になります。

公募区分		抽選番号
申込地区番号	4001	

抽選番号欄は記入しないでください。

申込者	郵便番号	〒184-0004	電話（携帯も可）	042－387－9861
	現住所	東京都小金井市本町3－41－15		
		様方 アパート・荘・（　　） 101号室		
	フリガナ	コガネイシ	タロウ	生年月日（〇で囲む）1 大正 ②昭和 3 平成 4 西暦 49年 2月 1日
	氏名	姓 小金井市	名 太郎	
	フリガナ			
	外国人の場合通称名			

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

住宅に入ろうとする人数（申込者を含む）	3人	市内居住年数	19年	申込者の年齢	52歳

● 中に、階段の上り下りが困難な方はいらっしゃいますか、チェックを付けてください。
□　歩行困難な人がいます。　□　車いす使用者がいます。

● 中に、土地や建物の所有者はいらっしゃいますか。チェックを付けてください。
□　はい

切手を貼っていないもの、不足しているものは抽選番号等の通知をしません。抽選番号・抽選結果の電話による照会はご遠慮願います。

外側にして折ってください（切りはなさないこと）

85円切手を必ずはってください。

郵便はがき（抽選結果のお知らせ用）

1	8	4	0	0	0	4

85円切手を必ずはってください。

郵便はがき（抽選番号のお知らせ用）

1	8	4	0	0	0	4

住所	東京都小金井市 本町3－41－15 〇〇〇〇アパート101
氏名	小金井市　太郎　様

外国人の方で通称名を使用している場合は、通称名のみの記入でも可能です。

住所	東京都小金井市 本町3－41－15 〇〇〇〇アパート101
氏名	小金井市　太郎　様

内側にして折ってください

小金井市都市整備部まちづくり推進課住宅係
〒18　3号
電話

抽選番号欄は記入しないでください。

小金井市都
〒184-8504
電話　042-

申込地区番号		抽選番号	

希望する申込地区番号を記入します。

申込地区番号		抽選番号	

○申込みは、1 世帯につき1通です。重複は失格となります。
○申込み後の申込地区および同居親族の変更は認めません。
○申込み時点で、証明書等は必要ありません。

６ページから１２ページで計算した所得額を記入してください。

住宅に入ろうとする世帯(親族)の構成

氏　名	続柄	性別	生 年 月 日	年齢	職 業	所得金額	現在働いている勤務先・事業所の名称
申込者	本人	(男) 女	大 昭 平 令 49 年 2 月 1 日	52 歳	会社員	2,692,200 円	名称　小金井商事（株） 電話：042-000-0000 就職日または開業日 平成 6 年 4 月 1日
花子	妻	男 (女)	大 昭 平 令 51 年 5 月 15 日	50 歳	無職	0 円	名称 電話： 就職日または開業日 年 月 日
知子	長女	男 (女)	大 昭 平 21 年 5 月 20 日	17 歳	高校3年生	0 円	名称 電話： 就職日または開業日 年 月 日
						円	名称 電話： 就職日または開業日 年 月 日
						円	特別控除対象者　種類 知子　特別扶養控除
						2,692,200 円	入居しないが、申込者の所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養）　0 人

職業ははっきり、具体的に記入してください（会社員、サービス業、大工、日雇労働者、無職）。
年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入してください。

私は、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。
暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

内側にして折ってください（切りはなさないこと）

令和８年１２月実施
都営住宅入居者募集（小金井市地元割当）
抽選番号のお知らせ

あなたの都営住宅入居者募集(小金井市地元割当)申込書を受け付けました。
あなたの抽選番号はおもてに記したとおりです。
抽選はこの番号で行います。**抽選会は公開で行っておりますが、抽選会の入場者数が多数のときは、抽選会場内の人数制限を行う場合があります。抽選会への参加・不参加は当落に一切関係ありませんので、無理なご来場はお控えください。**また、咳・発熱の症状のある方は入場をお断りすることがございます。

公開抽選
☆と　き　令和8年12月24日(木) 午前 11時から
☆ところ　小金井市役所第二庁舎　501 会議室
（小金井市前原町三丁目 41 番 15 号）

抽選結果のお知らせ

令和８年１２月募集

このたび申し込まれた都営住宅(小金井市地元割当)の公開抽選の結果

あなたは

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎補欠となられた方へ
資格審査対象者のうちで失格者が出た場合に順次繰上げ審査をいたします。
なお、今後の都営住宅募集に応募してもさしつかえありません。
◎住所が変わったときは、必ず連絡してください。

都営住宅の年間募集予定

（1）【家族向・単身者向】　年４回定期募集

次回募集日程　令和９年２月１日（月）から　※申込方法によって詳細が異なります。

申込方法と募集日程		募集の内容
郵送申込み	申込書配布期間２月１日（月）～９日（火） 申込書は郵送で２月１６日（火）までに届いたものを受付けます。	家族向（ポイント式） 単身者向・シルバーピア（抽せん方式）
オンライン申込み	申込期間２月１日（月）～１６日（火） 上記期間内に都営住宅入居者募集サイトで申込み完了したものを受付けます。	

●郵送申込みのための募集案内・申込書は、申込書配布期間（土・日・祝日を除く）に限り、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町役場で配布します。また、同期間中公社ホームページからダウンロードすることもできます。

●抽選方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。

募集時期	募集の内容		備考
５月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）	抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。 詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。	募集の概要については、広報東京都（毎月、第１日曜日に新聞折込で配布）、テレホンサービス、公社ホームページ（募集月の前月下旬に掲載）でお知らせします。
８月上旬	家族向（ポイント方式）		
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
１１月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
２月上旬	家族向（ポイント方式）		
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		

（2）【家族向・単身者向】　毎月募集（抽選方式）

毎月中旬頃に募集します。詳しくは公社ホームページでお確かめください。オンラインでもお申込みいただけます。

（3）【家族向】　随時募集（先着順方式・・・オンラインでもお申込みいただけます。）

定期募集（年４回）及び毎月募集で申込みのなかった住宅の一部で、住宅は随時追加します。詳しくは、公社ホームページでお確かめください。入居資格審査が順調に進んだ場合、最短で申し込みから３か月程度で入居できます。

※インターネットのご利用ができない方は電話でお申込みください。

随時募集専用ダイヤル・・・・03-5467-9266

（4）問合せ先

東京都住宅供給公社　都営住宅募集センター・・・・・・☎：03-3498-8894

聴覚に障害のある方で、募集の内容について

ご質問のある場合はファックスでご連絡ください・・・・FAX：03-3409-4527

都営住宅・都民住宅募集の募集案内テレホンサービス・・☎：03-6418-5571

※　都営住宅(小金井市地元割当)については、小金井市にお問い合わせください。その他の都営住宅に関わる全般については、上記の東京都住宅供給公社が行います。

小金井市都市整備部

まちづくり推進課住宅係　　電話：042-387-9861（直通）